

事務連絡
令和2年3月6日

各 都道府県
指定都市 子ども・子育て支援交付金
中核市 放課後児童健全育成事業
ご担当者様

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後児童健全育成事業に対する追加の財政措置について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、小学校の臨時休業に伴い、放課後児童クラブを午前中から運営する場合に、支援の単位を新たに設けて運営する場合に財政措置を行う旨の連絡をしたところです。「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業に対する財政措置について」(令和2年3月1日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡))

臨時休業後の放課後児童クラブの運営状況等を踏まえ、開所に当たって人材確保が困難になること等が見込まれることから、追加で人材確保等に要する費用について、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、

- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に開所に当たって人材確保等に費用を要する場合
1日当たり 20,000円
- ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に開所に当たって人材確保等に費用を要する場合
1日当たり 26,000円
- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を受け入れる場合
1日当たり 6,000円
- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児3人以上を受け入れる場合
1日当たり 6,000円
- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から医療的ケア児を受け入れる場合
1日当たり 12,000円

の事業を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として追加で補助することを予定しています。

交付要綱や申請手続き等については追ってご連絡させていただきますが、各都道府県子ども・子育て支援交付金ご担当者様、放課後児童健全育成事業ご担当者様におかれては、ご了知の上、貴管内各市町村(特別区を含む。)に対してご連絡いただきますよう、よろしく申し上げます。

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

補助概要

<基準額(案)>

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助

1支援当たり・1日当たり 10,200円

○さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用を補助

1支援当たり・1日当たり 20,000円

※両方の補助を受け、計30,200円の申請が可能

○小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助

1支援当たり・1日当たり 36,000円

○さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用を補助

1支援当たり・1日当たり 26,000円

※両方の補助を受け、計62,000円の申請が可能

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を受け入れる場合に補助

1支援当たり・1日当たり 6,000円

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に補助

1支援当たり・1日当たり 6,000円

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に補助

1支援当たり・1日当たり 12,000円

※下線部分が追加の財政措置